

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：環境影響評価法の特例

規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：環境省 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課

評価実施時期：令和6年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

我が国においては、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって一定の基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）として指定し、公募により事業者を選定する仕組みを導入している。

また、洋上風力発電事業の実施に当たっては、環境への影響を回避・低減するため、事業者は環境影響評価法等に基づき、環境影響評価手続を行うこととされている。

しかしながら、促進区域の指定と環境影響評価手続は、それぞれが独立した制度となっているため、両制度が並行して適用されること等により以下の課題が生じている。

(1) 複数の事業者が、運転開始までのリードタイムの短縮化等を目指し、事業者の選定の前に環境影響評価法に基づく環境影響評価手続を開始しており、その結果、多くの事業者が、同一海域で、同一事業について、環境影響評価手続のための地元説明や船舶調整等を行い、地域の混乱・負担につながっている。

(2) 促進区域の指定に当たっては、指定の際に実施される関係省庁協議において、環境省から、既存の環境情報に基づき、環境配慮の観点から必要な情報提供及び意見提出を行うことで、一定程度の環境配慮がなされる仕組みとなっている。一方で、事業者には、環境影響評価法に基

づき、事業の実施が想定される区域について、事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果を記載した計画段階環境配慮書を作成する手続（以下「配慮書手続」という。）が求められており、両制度において、区域選定に係る検討内容の重複が生じている。

今般の規制緩和を実施しない場合、上記の問題が将来にわたって継続することになる。

また、今般、我が国の排他的経済水域（以下「EEZ」という。）における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に係る許可制度を新設することとしているが、当該制度においては、EEZのうち、環境保全に係る基準を含めた一定の基準に適合する相当の面積の区域を、海洋再生可能エネルギー発電設備設置募集区域（以下「募集区域」という。）として指定することとしている。

さらに、我が国のEEZにおける洋上風力発電事業については、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律の規定に基づき、環境影響評価手続の対象となる。

この点、募集区域に係る海洋再生可能エネルギー発電事業については、指定の段階で一定の環境配慮がなされた区域で行われる事業であることから、事業者が配慮書手続を課すこととすると、(2)と同様の問題が生じることとなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

（課題及びその原因）

①に記載のとおり。

（規制緩和の内容）

<促進区域に係る事業に関する規制緩和について>

促進区域の指定基準に環境保全に係る基準を追加し、促進区域の指定前に環境大臣による海洋環境等に関する調査を行うこと等により、促進区域の指定の際に一定の環境配慮を確保するとともに、当該促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電事業に関する環境影響評価法の特例（規制の緩和）を設けることとする。

規制緩和の具体的内容として、当該事業については、配慮書手続及び環境影響評価方法書を作成する手続（以下「方法書手続」という。）を適用除外とする。なお、これに加え、環境大臣による海洋環境等に関する調査と、事業者が行う環境影響評価手続における環境影響評価項目等の選定等との接続規定を設ける。

<募集区域に係る事業に関する規制緩和について>

募集区域の指定基準に環境保全に係る基準を設け、募集区域の指定前に環境大臣による海洋環境に関する調査を行うこと等により、募集区域の指定の際に一定の環境配慮を確保するとともに、当該募集区域に係る海洋再生可能エネルギー発電事業に関する環境影響評価法の特例（規制の緩和）を設けることとする。

規制緩和の具体的内容として、当該事業については、配慮書手続を適用除外とする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

○遵守費用

現状、促進区域における事業者の選定の前に、複数の事業者が配慮書手続及び方法書手続を行っているが、これらに要する費用が発生しないこととなる。また、募集区域に係る事業についても、事業者が行う配慮書手続に要する費用が発生しないこととなる。

○行政費用

事業者が配慮書手続を行う際には、関係地方公共団体、経済産業省及び環境省が審査及び意見の発出を行っており、また、事業者が方法書手続を行う際には、関係地方公共団体及び経済産業省が審査及び意見・勧告の発出を行っているが、これらの行政費用が発生しないこととなる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

環境大臣による調査及び調査方法書の作成に係る費用が発生することが想定される。なお、調査の項目及び手法は調査区域により異なるため、調査及び調査方法書の作成に係る費用について、定量的に示すことは困難である。

◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。

詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

遵守費用の削減以外の効果は想定されない。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

遵守費用の削減以外の効果は想定されない。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

③に記載した遵守費用の削減について、事業者の配慮書及び方法書の作成に係る費用は対外的には公表されておらず、また、事業によって異なるため、金銭価値化することは困難である。なお、令和6年2月時点において、19箇所地域について、合計すると62事業者※の環境影響評価図書が提出されている。

※一の事業者が複数の海域について環境影響評価図書を提出している場合、一海域ごとに一事業者として計上。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

促進区域については、複数の事業者が環境影響評価手続を実施することによる地域社会の混

乱・負担が生じており、こうした地域における社会的コストの低減に資することとなる。

加えて、事業者の配慮書手続及び方法書手続に係る負担や、行政の審査等の負担が軽減されることで、洋上風力発電の効果的・効率的な導入に寄与することとなる。

また、促進区域の指定前に環境大臣による海洋環境等に関する調査を行うこと等により、促進区域の指定の際に一定の環境配慮を確保するため、事業者による環境影響評価手続の一部を適用除外とすることによる環境への悪影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

環境大臣による調査等の費用は発生するものの、③の遵守費用及び行政費用の削減及び⑧の社会的コストの低減につながり、副次的な影響及び波及的な影響についても負の影響は想定されない。費用及び効果の金銭価値化は困難であるが、促進区域の指定と配慮書手続の両制度において重複していた区域選定に係る検討内容が一本化され、複数事業者による環境影響評価手続の実施も回避できることから、制度の導入による効果（便益）がより大きいと判断できる。

また、海洋再生可能エネルギー発電の導入が効果的・効率的に進むことにより、我が国が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に貢献することとなる。

以上のことから、本規制の導入は妥当と考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、促進区域に係る事業について、全ての環境影響評価手続を適用除外とすることが考えられる。

しかしながら、今般の規制緩和において、配慮書手続を適用除外とすることが適切である理由は、新たな制度に基づき促進区域が指定されることとなれば、別途、環境配慮の観点から、事業者が事業実施区域の検討を行うための配慮書手続を行うことは合理的ではないためであり、方法書手続を適用除外とすることが適切である理由は、環境省によって適正な意見聴取手続等を経て作成された調査方法書は、事業者によって作成される方法書と重複した内容になると考えられるためである。

このような理由により配慮書手続及び方法書手続について適用除外とするものであることから、当該手続以外の手続についても適用除外とすることは適切ではなく、今般の規制緩和のとおりとすることが適当である。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

○審議会等における検討状況：

洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会

(http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=1055)

中央環境審議会総合政策部会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会

(https://www.env.go.jp/council/02policy/yoshi02-12_00001.html)

※上記検討会及び小委員会において、一つの海域において複数事業者が環境影響評価手続を開始しており、地域の混乱を招いている旨議論された。

○評価に用いたデータや文献等：

環境影響評価情報支援ネットワーク (<http://assess.env.go.jp/>)

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、本法案附則第5条において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の施行後5年を経過時に見直す旨が規定されているため、施行から5年後に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

促進区域及び募集区域に係る事業に関する環境影響評価手続の実施状況（環境影響評価図書の提出件数等）及び促進区域並びに募集区域の新たな指定件数について把握することとする。